

令和 2 年 2 月定例県議会

文教警察企業常任委員会資料

(補 正)

教 育 委 員 会

目 次

【提出議案】

議案第49号 令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第5号) -----	1
(議案第49号関連)	
㊦ GIGAスクールネットワーク構築事業 -----	2
㊦ みやざきの未来を支える畜産経営者育成事業 -----	3
宮崎県美術品等取得基金事業による美術品購入 -----	4
議案第63号 令和元年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算(第1号)	
(別冊：令和2年2月定例県議会提出議案(令和元年度補正分))	
議案第64号 令和元年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)	
(別冊：令和2年2月定例県議会提出議案(令和元年度補正分))	
議案第69号 公の施設に関する条例等の一部を改正する条例 -----	6

【報告】

宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について	
(別冊：令和2年2月定例県議会提出報告書)	

損害賠償額を定めたことについて	
(別冊：令和2年2月定例県議会提出報告書)	

【その他の報告事項】

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び 特別支援学校等における一斉臨時休業への対応について -----	7
---	---

(議案第49号)

令和元年度宮崎県一般会計補正予算 (第5号)

(議案第63号)

令和元年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算 (第1号)

(議案第64号)

令和元年度宮崎県育英資金特別会計補正予算 (第1号)

(▲は、マイナス)【単位：千円】

会計	所 属	補正額	補正前の額	補正後の額	補正後 比 率
一 般 会 計	教 育 政 策 課	▲ 56,107	3,201,223	3,145,116	98.2%
	財 務 福 利 課	▲ 110,830	3,877,826	3,766,996	97.1%
	高 校 教 育 課	181,341	3,727,554	3,908,895	104.9%
	義 務 教 育 課	▲ 5,460	102,050	96,590	94.6%
	特 別 支 援 教 育 課	▲ 47,525	480,036	432,511	90.1%
	教 職 員 課	▲ 1,689,017	94,358,081	92,669,064	98.2%
	生 涯 学 習 課	▲ 12,412	581,237	568,825	97.9%
	ス ポ ー ツ 振 興 課	▲ 33,638	1,035,140	1,001,502	96.8%
	高 校 総 体 推 進 課	▲ 3,321	319,277	315,956	99.0%
	文 化 財 課	▲ 55,650	508,909	453,259	89.1%
	人 権 同 和 教 育 課	▲ 4,815	104,111	99,296	95.4%
	合 計	▲ 1,837,434	108,295,444	106,458,010	98.3%
特 別 会 計	財 務 福 利 課 (県立学校実習事業)	19,444	230,478	249,922	108.4%
	財 務 福 利 課 (育 英 資 金)	927,606	993,381	1,920,987	193.4%
	合 計	947,050	1,223,859	2,170,909	177.4%
総 計		▲ 890,384	109,519,303	108,628,919	99.2%

㊦ GIGAスクールネットワーク構築事業

高校教育課

1 事業の目的・背景

遠隔教育をはじめ様々な先端技術の利用や教育ビッグデータの収集・分析など、Society5.0 時代の学びの実現に必要な、高速かつ大容量の通信環境を全県立学校の全教室に整備すると共に、県立学校の義務教育課程の児童生徒が使用する端末（タブレット P C 等）を整備する。

2 事業の概要

(1) 予 算 額 3 6 0 , 7 8 8 千円

(2) 財 源 国庫支出金 1 8 0 , 3 9 4 千円
 一 般 財 源 1 8 0 , 3 9 4 千円

(3) 事業期間 令和元年度

(4) 事業内容

① 校内情報通信ネットワーク整備事業

- ア 全県立学校 5 2 校（高等学校 3 6 校、特別支援学校 1 3 校、県立中学校 2 校、中等教育学校 1 校）における校内 L A N の整備（無線アクセスポイントを含む）
- イ 電源キャビネットの整備（県立中学校 2 校、中等教育学校 1 校）
- ウ 各学校からのインターネット接続

② 1 人 1 台端末整備事業（文部科学省の全額補助）

- ア 県立中学校、中等教育学校の端末の整備 3 2 0 台
（宮崎西附 1 6 0 台 都城泉ヶ丘附 8 0 台 五ヶ瀬中等 8 0 台）
- イ 特別支援学校の小・中学部の端末の整備 5 3 4 台 合計 8 5 4 台
- ※ 配備数 8 5 4 台は、県立学校の義務教育段階の児童生徒数の 2 / 3 に相当、残り 1 / 3 は地方財政措置で対応
- ※ 今回の 1 人 1 台端末整備事業は、義務教育段階の児童生徒への補助であり、高等学校は対象外

3 事業効果

全県立学校において、I C T 環境が大幅に前進し、遠隔教育や個別最適化学習、教育ビッグデータ活用等の様々な先端技術の利活用が広まることで、児童生徒の情報活用能力の育成や、各教科での I C T を活用した主体的・対話的で深い学びが可能となる。

⑧ みやぎの未来を支える畜産経営者育成事業

高校教育課

1 事業の目的・背景

高鍋農業高校において新たに和牛肥育に関する専門教育を実施するため、牛舎の増設を行う。宮崎県内において和牛一貫経営が増加傾向にあり、畜産業界からの要望も強いため、高校段階から一貫経営を体験させることで、時代の変化に対応できる幅広い専門技術を身につけさせる。さらに、農業大学校との連携による5年間の教育により、高いレベルでの飼養管理技術や農業経営の知識を持った、地域農業を支える次世代の畜産経営者等を育成する。

2 事業の概要

(1) 予算額 137,165千円

(2) 財源	国庫支出金	43,368千円
	一般財源	93,797千円

(3) 事業期間 令和元年度

(4) 事業内容

高鍋農業高校畜産科学科の牧場内に肥育牛舎を増設する。(研修室・飼料倉庫・飼料調整室を含む。)

3 事業効果

地域と連携しながら、繁殖から肥育までの一貫経営を学習することで、高度な飼養管理技術を有する次世代の畜産経営者等が育成できる。

また、和牛甲子園等の枝肉を評価する大会への出場も可能となり、生徒の学習意欲の向上に加え、地域の畜産業界の活性化につながる。

宮崎県美術品等取得基金事業による美術品の購入について

生涯学習課

1 目的

県立美術館の収集方針に沿う作品を、有識者で構成する美術作品等収集審査委員会での審査結果を経て、美術品等取得基金を活用し購入する。

2 購入作品の概要

(1) 作品1 「泉」 (書 1975 年制作) 4,500 千円

作家名 森田 子龍 (もりた しりゅう) 1912～1998

- ・兵庫県に生まれる。
- ・前衛書を代表する作家の一人。
- ・抽象画家や書家たちに大きな影響を与え、海外にも日本の前衛書を発信した。
- ・表面的な字形にとらわれない線の芸術としての書を制作した。

(2) 作品2 「貧」 (書 1973 年制作) 8,680 千円

作家名 井上 有一 (いのうえ ゆういち) 1916～1985

- ・東京に生まれる。
- ・日本現代美術を代表する書家。
- ・墨などの素材と描法に工夫を凝らし、型破りで自由な書を制作した。
- ・造形芸術としての書を追究し、絵画的なタッチなどを用いた前衛書で国際的に評価を受けた。

3 予算額 13,180 千円 (全額特定財源、美術品等取得基金)

4 事業効果

県立美術館のコレクションの中核である瑛九と書家との関連性や、その他の収蔵作家と書家との繋がりなどから、当館のコレクションの研究に深まりや広がりが生まれ、書と既収蔵の絵画作品等の比較展示など様々な活用が可能となり、これまでになかった新たな鑑賞の視点を県民に提供できる。

購入予定作品（2点）

作品 1

^{いずみ}
「泉」(森田 子龍)



- 制作年：1975（昭和 50）年
- 規 格：91.1×69.5（cm）
- 材質等：書、紙・墨
- 特 徴：禅や仏教、古筆の研究等を通して、森田の書思想や研究が理想に到った時期の作品。
- 同作家作品の主な所蔵先
「灼熱」1955 年作 国立国際美術館
「寒山」1958 年作 京都国立近代美術館
など

作品 2

^{ひん}
「貧」(井上 有一)



- 制作年：1973（昭和 48）年
- 規 格：125.8×162.5(cm)
- 材質等：書、紙・ボンド墨
- 特 徴：井上を代表するシリーズである「貧」の中の一点。墨跡を強調するために井上独自の材質であるボンド墨を用いて書かれた作品。
- 同作家作品の主な所蔵先
「骨」1959 年作 東京国立近代美術館
「貧」1972 年作 京都国立近代美術館
など

(議案第69号)

公の施設に関する条例等の一部を改正する条例

教育政策課

1 改正理由

P F I 事業により公の施設を整備する場合に、当該 P F I 事業を行う者を当該公の施設の指定管理候補者として選定できることについて、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

公募の手法を採らない指定管理者の指定の手続の特例の一つとして、次の場合を追加し、議会の議決を経て指定管理者として指定することができることとする。

指定管理者が管理を行う公の施設に係る特定事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定するもの）を実施する民間事業者を指定管理候補者とするとき。

3 改正を要する条例

- (1) 公の施設に関する条例（昭和39年条例第7号）
- (2) 教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年条例第36号）
- (3) 宮崎県港湾管理条例（昭和38年条例第18号）
- (4) 都市公園条例（昭和39年条例第24号）
- (5) 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第25号）

4 施行期日

公布の日から施行する。

【その他の報告事項】

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業への対応について

教育政策課

1 臨時休業について

本県の全ての県立学校を3月2日（月）より当面、臨時休業とする。

- ・ 県立高等学校の卒業式及び県立高等学校入学検査は予定どおり実施する。
- ・ 3月2日（月）からの臨時休業に備え、2月29日（土）、3月1日（日）を登校可能日とし、学校長の判断で必要に応じて弾力的に対応する。
※ 教職員の出勤については、週休日の振替を行う。
- ・ 特別支援学校は通常どおり、2月29日（土）、3月1日（日）を休みとする。
- ・ 休業中である五ヶ瀬中等教育学校や特別支援学校の卒業式は、卒業生のみ登校させ実施する。必要な在校生を式に出席させる場合は、保護者の許可を得て登校させる。
- ・ 部活動は中止とする。
- ・ 大学入学試験後期試験を受ける生徒（卒業生）など、諸般の事情により登校が必要な者については個別に対応する。（個別対応）
- ・ 個別対応に関することなど、今後の対応については、感染の状況を見極めた上で、県教育委員会と学校が適宜対応を協議する。

2 児童・生徒及び保護者への対応

- ・ 児童・生徒に対しては、家庭学習が適切に行われるよう、教員が電話で指導するなど可能な限り必要な措置を講じる。
- ・ 今回の措置について、保護者へはHPやメール等で知らせる。

3 今後の対応

- ・ 臨時休業の終了日については、休業中に国の動向や感染の状況等を見ながら総合的に判断し、2週間後を目途に追って連絡する。
- ・ 個別の具体的な事例や対応の詳細については、適宜、学校と協議する。

「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業」に係る市町村の対応状況について

令和2年3月2日時点

事務所	市町村名	臨時休業の期間	児童生徒の受入れ		備考	
			学校での受入	放課後子ども教室等での受入れ	放課後子ども教室設置数	放課後児童クラブ設置数
中部	宮崎市	3/2午後～当面2週間	○	○	25	54
	国富町	3/2午後～15日まで		○	0	4
	綾町	3/2午後～15日まで		○	3	1
	日南市	3/3～2週間程度	○		9	14
	串間市	3/3～16日まで	○	○	0	9
	西都市	3/2、3/4～13日まで		○	0	14
	高鍋町	3/2～2週間程度		○	0	7
	新富町	3/2～2週間	○		0	10
	西米良村	3/2～2週間（暫定）		○	1	1
	木城町	3/3～2週間程度		○	0	1
	川南町	3/2～2週間		○	6	5
	都農町	3/2～当面の間		○	0	3
南部	都城市	3/2～当面の間	○	○	9	70
	三股町	3/2～当面の間	○	○	5	12
	小林市	3/2～当面の間		○	5	13
	えびの市	3/2～当面の間		○	0	6
	高原町	3/2～当面の間	○	○	0	4
北部	延岡市	3/2～当面3/15まで	○	○	6	18
	日向市	3/2～当面3/15まで		○	7	12
	門川町	3/2～当面3/15まで	○	○	0	5
	諸塚村	3/2～3/6まで			3	0
	椎葉村	3/2～当面3/15まで			2	0
	美郷町	3/2～当面3/15まで		○	2	1
	高千穂町	3/2～当面3/15まで		○	0	5
	日之影町	3/2～当面3/15まで			5	0
	五ヶ瀬町	3/2～当面3/15まで		○	4	0
	学校・児童クラブ等で受け入れる予定の市町村数		9	21		
	いずれかの方法で受け入れる予定の市町村		23			

※ 児童生徒の受入れが空欄の市町村は検討中